

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の納付が困難な場合はご相談ください！

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

① 保険料申請免除制度

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

※保険料の一部が免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）になる方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付しなければ未納と同じ扱いになります。

② 納付猶予制度

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

※平成28年7月より制度が改正され対象者が50歳未満に広がりました。平成28年6月以前の申請は、30歳未満が対象となりますのでご注意ください。

また、平成27年度に保険料の全額免除または納付猶予された方で、

申請時に翌年度以降も引き続き全額免除または若年者納付猶予を希望された方は、申請手続きが不要です。ただし、退職や被災等の特別な事情で承認された場合や世帯構成等に変更があった場合には、改めて申請手続きが必要です。

③ 学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として4月から翌年3月までです。

※各種申請の手続きは申請月の2年1か月前までさかのぼって申請できます。

※手続きには、年金手帳・印鑑（スタンプ式以外）をご持参ください。なお、会社等を退職された方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証を、学生納付特例を申請される方は学生証をあわせてお持ちください。

◆ 問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課

☎ 077-567-2220

住民課 保険年金担当

☎ 0748-52-6571

65歳未満の非自発的失業者の国民健康保険税が申請により軽減算定されます

雇用情勢が厳しいことを踏まえた離職者支援の一環として、国民健康保険税の一部（所得割）の軽減を実施しています。

● 対象者

① 雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇などの事業主都合により離職した方）

雇用保険受給資格者証の離職理由欄に 11 12 21 22 31 32 の記載がある方

② 特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した方）

雇用保険受給資格者証の離職理由欄に 23 33 34 の記載がある方

※離職時点で65歳未満の方

● 軽減算定の内容

失業時からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を30%として算定し、負担軽減をはかります。ただし、世帯に属するそのほかの被保険者の所得は通常の額として算定します。

● 期間

離職日の翌日からその翌年度末までの間。平成28年度保険税については、平成27年3月31日以降に離職された方が対象になります。

● 申請の方法

軽減を受けるには、申請が必要となりますので、雇用保険受給資格者証と国民健康保険被保険者証及び印鑑をご持参ください。

雇用保険受給資格者証を紛失された場合は、公共職業安定所（ハローワーク）で再交付を受けた後に申請をお願いします。

◆ 国民健康保険税 減免制度

災害や急激な所得の減少、その他特別な事情により国保税の支払いが困難な場合は、申請により減額や免除が認められることがあります。お早めにご相談ください。

◆ 問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 0748-52-6571



後期高齢者医療制度のお知らせ



8月1日から有効の新しい被保険者証をお送りします

●8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です

更新にともない、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる方全員の被保険者証が新しくなります。新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留郵便でお送りします。

●8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えません

平成28年8月1日以降は、新しい被保険者証をお使いください。(有効期限をお確かめください)

交付年月日 平成28年 8月 1日
 後期高齢者医療被保険者証 平成29年 7月31日
 有効期限
 被保険者番号 01234567
 住所 大津市京町四丁目3番28号

氏名 広域 太郎
 性別 男
 一部負担金の割合 X割

生年月日 昭和 8年 4月 1日
 資格取得年月日 平成29年 4月 1日
 発給期日 平成29年 4月 1日
 被保険者番号 39252010
 被保険者名 滋賀県後期高齢者医療広域連合

1山形県(仮部)1

氏名	広域 太郎
被保険者番号	01234567
一部負担金割合	X割
有効期限	平成29年 7月31日

▼この色になります

平成28年度の保険料をお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、平成28年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を7月中旬に郵便でお送ります。

なお、平成28年・29年度については、保険料率を左記のとおり改定しました。

**保険料の計算のもとになるのは？
支払い方法は？**

平成28年度の保険料は、平成27年中の所得にもとづいて計算します。

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただきます。

「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

平成28年・29年度の保険料(年額)

区分	保険料率	
	平成28・29年度	平成26・27年度
被保険者均等割額	45,242円	44,886円
所得割率	8.94%	8.73%

※年間保険料の上限額は57万円です。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは

医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「限度額認定証」という。)を提示すると、同一医療機関での窓口負担が、ひと月の限度額までとなり、入院時の食事代が減額されます。

対象となる方は

後期高齢者医療制度の被保険者の方で、平成28年度の住民税が世帯全員非課税の方

手続き方法は

① 昨年から引き続き対象の方は新しい被保険者証に同封して郵送いたします(申請手続きは不要です)

② 対象となる方で限度額認定証をお持ちでない方は被保険者証と印鑑(スタンプ式でないもの)をご持参のうえ、役場住民課保険年金担当の窓口で申請してください。

